

平成30年度

事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

- 平成30年3月 -

公益社団法人 日本産婦人科医会

平成 30 年度事業計画

I. 総務部	
A. 庶務部会	1
B. 広報部会	4
C. 法制・倫理部会	9
D. 経理部会	10
II. 学術部	
A. 先天異常部会	11
B. 研修部会	13
III. 医療部	
A. 医療安全部会	16
B. 勤務医部会	19
C. 医業推進部会	21
D. 医療保険部会	24
IV. 事業支援部	
A. 女性保健部会	26
B. がん部会	30
C. 母子保健部会	34
V. 献金担当連絡室	37

平成30年度事業計画

[○印は新規事業または改変事業]

I. 総務部

A. 庶務部会

1. 総会・理事会等各種会議の開催

- (1) 総会：総会を定款の定めに基づき6月に定時総会と、3月に臨時総会を開催する。
- (2) 理事会：理事会を定款の定めに基づき定時理事会2回と、臨時理事会を1回の3回開催する。
- (3) 常務理事会：常務理事会を12回開催する。
- (4) 幹事会：幹事会を12回開催する。
- (5) 運営打合会：運営打合会を5回開催する。
- (6) 地域代表全国会議：当会議を本会事業の説明と推進協力依頼のために開催する。

2. 日本産婦人科医会学術集会への実施支援

6ブロック（①近畿、②北海道・東北、③中国・四国、④東海・北陸、⑤九州、⑥関東）の持ち回りとし、ブロック主催で開催する日本産婦人科医会学術集会に対する支援を行う。

平成30年度は近畿ブロック（担当：和歌山県）、平成31年度は本会が担当する。

10年毎の節目の年は、本会が実施する。

3. 組織強化等の推進

(1) 組織の強化等

1) 各都道府県産婦人科医会との連携強化

各都道府県産婦人科医会との連絡を密にし、本会の結束度の向上を図る。

①月例連絡・月例報告の充実

各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。月例連絡は、常務理事会等で確認した事項等を毎月各都道府県産婦人科医会に対し、電子メール等をもって行う。

月例報告は、毎月15日頃までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況等の報告を受ける。

②協議会、研修会等への支援

各都道府県産婦人科医会等が開催する協議会、研修会等の開催に関し、その運営を可能な限り支援する。

③事務業務のあり方検討

本会および各都道府県産婦人科医会の事務機能のあり方を検討し、公平な会員サービスができるよう支援する。

④プロジェクト委員会を各部会と連携・協力し支援する。

2) 新入会員に対する通知および会員情報管理

理事会で承認された新規加入会員に対して会長名をもって入会承認の通知をする。入会後の会員へは指定医師必携のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等を送付する。

会員の異動等を定期的に把握する。その情報を活用し定款に則した会員種別管理等を行う。

3) 本会役員間の対外的な発言等の同等化を図る。

(2) 関係諸団体との協調

1) 日本医師会

日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、各都道府県産婦人科医会における研修会等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会にも後援を要請する。

日本医師会・厚生労働省主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」、日本医師会主催「母子保健講習会」の運営に協力する。

2) 日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ、会長、副会長等の参加を求めた拡大ワーキンググループ会議を開催する。

公開講座・女性の健康週間、産婦人科サマースクール等の活動に共催および参画する。

学会各種委員会等に出席する本会役員が医会代表である場合には、その立場を明確にした活動ができるように配慮する。

全国産婦人科教授との懇談会

本会の活動について理解を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との懇談会を開催する。

3) 家族計画関係団体

日本家族計画協会、家族計画国際協力財団等と連携し、家族計画活動の推進に努める。

4) 母子保健関係団体

母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本看護協会、日本助産師会等関係諸団体との協調を図り、わが国の母子保健の向上に努める。

5) 電子母子健康手帳についての検討

電子母子健康手帳のあり方について検討する。記載データ項目の標準化の重要性について認識し、電子母子健康手帳標準化委員会とも協力し、その検討を行う。

(3) 関係省庁等への対応

本会事業の円滑化を図るため、厚生労働省等関係省庁等と緊密な連携を図る。

4. 出版統計関連

各部会が発行している出版物やアンケート調査等のリストを作成する。出版物やアンケート調査は計画の時点から関与し、販売やアンケート調査の可

否を含めてその検討に参加する。本会発行物には、可能な限りクレジットを設定する。

既存の医会パンフレットの有効的な更新に努め、会員増に資する内容となるよう関係部等と検討し作成する。

各都道府県産婦人科医会の協力による全国産婦人科施設情報データベースを構築する。収集したデータは解析し、有効利用に努める。

5. その他

将来の会員数減少に備えて、医会のあり方を検討する。喫緊の課題には担当部と協調して即時対応に努める。

各部署の電子的な事項に関し、将来行われるであろう電子化対策に対応する。

B. 広報部会

広報部会は、医会報とホームページ（HP）、記者懇談会やネットワークサービスなどのソーシャルメディアを介して、医会会員、国民・社会に、本会の事業や活動、運営方針、今後の展望などを分かりやすく伝えることで、公益法人としての日本産婦人科医会の信頼度を高めることを目指す。具体的には会員の研修、医療保険、医事紛争など、会員に資する情報を発信すると共に、各都道府県産婦人科医会、会員個々との密な連携を図ることで、本会会長の目指す施作の理解を醸成できるよう活動する。

平成28年度より当部会は会員並びに国民に向けた情報発信の全般を担うべく大幅な改組を行い、本会機関誌である医会報の発行に加えて、記者懇談会の開催およびホームページの管理事業を担当し、平成29年2月にはホームページを刷新、アクセス数を順調に伸ばしているところである。今後は、これらが相乗的に効果を発揮できるよう長期的視点から会員並びに国民に向けた新たな情報発信のあり方について検討を重ねていく。さらに働き方改革の実現のため、テレワークと呼ばれるICT（情報通信技術）を活用し、ビデオ会議（Web会議）を推し進めていく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

1. 日産婦医会報の発行

機関誌である医会報は、医会と会員を直接につなぐ最大の情報源であり、今後も質の良い、社会に信頼される会報を制作していく。またアーカイブとして恒久的に残したいもの、手元において繰り返し読みたいものを中心に掲載することで、紙媒体としての特徴を生かすとともに、働き方改革にあわせ、アウトソーシングによる効率的なツールを使用することにより、編集業務を効率化するとともに、現在冊子だけの医会報をデジタル化コンテンツ化することで、会員の利便性を向上させ、さらなるコンテンツの増大と同時に印刷の方式を変えることにより大幅なコスト削減を図る。

毎月1回、年11回発行（8、9月は合併号）、全会員並びに関係各方面に送付する。

(1) 編集方針

- 1) 本会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
- 2) 産婦人科並びに関連領域の情報を的確に分析、評価、選別し、会員に役立つ情報をできるだけタイムリーに伝える。
- 3) 常に時代に即した誌面の刷新を図る。各世代にわたって読みやすい情報誌であるよう努める。
- 4) 各都道府県産婦人科医会の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全国会員の声を反映するよう努める。
- 5) 会報のファイルを作成し、デジタル化保存やHP等での活用を資する。
- 6) 12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
- 7) 非会員の若手産婦人科医（日産婦学会入会時の会員医師、専門医資格取得時の専門医など）を対象にインターネット利用によるアクセス増加を図り、本会の賛同者、入会者増加を図る。

- (2) 内容
- 1) 会長見解、本会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他を掲載する。
 - 2) 産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解を掲載する。
 - 3) 医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説を掲載する。
 - 4) 医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」(医療安全部会に依頼)を掲載する。
 - 5) 医業経営上の諸問題「医療と医業」(医業推進部会に依頼)を掲載する。
 - 6) 生涯研修に有用な学術記事を研修委員会と協力して掲載する(研修部会に依頼)。
- 7) 医療保険運用の解説「社保の頁」等(医療保険部会に依頼):特に本年は診療報酬点数改定年度にあたるため、各項目にわたり新設・改定事項中心に解説。
- 8) 各都道府県産婦人科医会の活動状況の紹介「新しい都道府県の代表紹介」。
 - 9) 各都道府県産婦人科医会の会報を抜粋して紹介するなど、各地域の情報を掲載する。地域の紹介については、各都道府県産婦人科医会HPと本会HPの連動なども取り入れる。
- 10) 内外の学術雑誌、新刊の紹介「学海メモ」「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」などを掲載し、最新の情報を提供する。
- 11) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」を設ける。
 - 12) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」を掲載する。
 - 13) 随筆・意見「コーヒーブレイク」(広報委員担当)を掲載する。
 - 14) 会員が知っている役に立つ新聞記事の要約「新聞切抜帳」(広報委員担当)HPへの移動または連動を検討する。
 - 15) 産婦人科医師の留学体験記「留学だより」を掲載する。
 - 16) 新入会員の氏名および所属する都道府県を掲載する。
 - 17) 「リレー研修日誌」、「忘れられない症例」、「私の失敗談」などのシリーズものを不定期に掲載する。
- 18) 国際化時代の産婦人科医療、内外の医療事情とともに他領域の最新の知識やパラダイムの変化を紹介する。
- 19) 上記内容について、HPでの連動を検討する。
- (3) 特記事項
- 1) 日産婦医会報頁数は、20頁で構成。必要に応じて4頁単位で増減。作業効率、コスト削減を踏まえて、掲載仕切れないものは、HPへの移動、誌面での誘導を図る。HPを利用した編集の効率化、省コスト化を実施する。上記の医会報内容からHPへ移行すべき内容や連動・連携を推し進める。
 - 2) 写真など視覚に訴える情報をできるだけ多く提供する。カラー写真についても会報での掲載には限りがあるため、一部を会報に掲載ほかは閲覧可能にするなど、豊富な情報提供を行う方法について検討する。
 - 3) 保険診療や医事紛争、医療と医業など特に会員の関心の高い医会報の既存の情報アセットはHP(会員サイト)を通じて会員に提供する。
 - 4) 新聞切抜帳などタイムリーに会員に伝達すべき情報は、HPを活用して、情報伝達速度向上を検討する。

- 5) 日本産婦人科医会学術集会特集号は担当地域と相談の上発行する。
- 6) 早急に会員へ伝達するべき時は、号外を差し込み頁の形で発行する。
- 7) 時々のトピックについて、随時会員から「原稿募集」し、「特集」欄の形で掲載する。原稿募集にはHPも活用する。
- 8) 産婦人科関連団体、特に日本産科婦人科学会関連情報については、本会会員にとっても重要であるものを掲載し、HPと連動・連携して周知徹底を図る。
- 9) 時宜に応じて、日産婦医会と日産婦学会の双方が新会長や新理事長の就任をみた場合、両者の会見を企画し、意見交換の記事を掲載する。
- 10) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。
- 11) コンテンツはマルチプラットフォームでの利用を意識して制作し、多元的に利用することで、よりよい内容を費用対効果よく提供する。
- 12) テレワーク、新しい編集ソフトを用い、従来型の編集方法から機動性のある合理的な編集方法に変えることにより、重大ニュースなど、より新鮮な情報を提供できるよう医会報の編集を見直し、諸種効率化により事務の残業を大幅に軽減、広報部員、委員の負担軽減を図り、コスト削減に努める。
- 13) 可能な限り記名記事を増やし、内容・表現については執筆者の意見や責任を重視する。医会としての見解と個人の意見・見解を分けて明記することで広く会員や執筆者の意見を受け入れるとともに有意義な討論の場を設ける。

2. ホームページの管理と運用

平成29年2月のリニューアルにより、HPへのアクセスは増加し、またID登録導入によりセキュリティが向上しただけでなく、利用者に応じたサービスの提供、利用状況の解析も可能となった。徐々に増加している若手会員の利用や、現在非会員である産婦人科医の入会推進を図るとともに、一般への情報発信を推し進め、本年度もICTを活用した時代に即した、情報サービスの強化を行っていく。

- (1) HPを中心にインターネット経由での医会情報を利用する会員数を増加させるべく、スマホ対応も含めたWebでの継続的な情報提供、さらに今までの医会の事業内容、従来の一般国民に向けたWebの役割に加えて、会員の利便性向上、生涯研修向けのコンテンツの充実、医業関連情報の提供を行う。会員向けと一般向けのコンテンツを整理し、それぞれのユーザーの利用目的に合致した情報提供を行う。
- (2) メールマガジンやFacebookなどのソーシャルメディアを利用し、HPの更新情報のさらなるアクセシビリティ向上を図る。
- (3) 会員については、ID/PASSWORD管理を利用し、よりセキュリティ向上を図るとともに、産婦人科医会ホームページへのニーズをリアルタイムに把握し、ニーズに即したコンテンツを提供する。会員ID登録者増加を図るため、多様な会員個々に対応したコンテンツ提供も視野においた開発を検討する。
- (4) 産婦人科関連の重要情報について、日本産科婦人科学会や、都道府県産婦人科医会ホームページとの連携を行うことで、きめ細やかでタイムリーな情報提供を検討する。
- (5) 医会報や研修ノートをはじめとする既存の医会の情報資産を、有効活用

できるよう利便性の高い情報システムを構築し、会員の情報収集、研修への活用を図る。

- (6) シリーズで掲載する内容は自動更新、配信の仕組みを整備する。また定期的なコンテンツの更新についてマネージメントを行う。
- (7) Facebook、ツイッターなどソーシャルメディアの活用や連携を進めることで利便性をさらに向上させ、会員、非会員とも、若い年代もターゲットに産婦人科医会について浸透を図る。情報発信に際しては、公益性、安全性に配慮し、HP小委員会で十分に検討する。
- (8) 会長や各都道府県産婦人科医会からのビデオメッセージや学術集会、性教育指導セミナー全国大会、母と子のメンタルヘルスフォーラム等における講演のビデオ配信を推進し、会員への情報提供、研修機会の充実を図る。
- (9) 会員向け研修については、研修部会を中心に各部会と連携し、担当常務理事、幹事を中心とした、周産期、腫瘍、生殖、女性ヘルスケアなどの冠講座を新たな教育コンテンツとして開発、随時提供する。
- (10) 医療保険Q&Aや医事紛争対策などを医療保険部会、医療安全部会と連携し、医業コンテンツの開発を進め、随時提供する。
- (11) 本会と各都道府県産婦人科医会と会員がWebを利用して、より強固な機能連携、情報共有、調査など簡単に、安全にできるような情報システムを導入する。さらに、HP制作・運営代行を相談、支援する。
- (12) 産婦人科医の背景変化による出産・育児や介護などによる雇用就業対策の一つとして、離職防止、復帰に向けた研修、再就職へのリクルートサイトを検討する。
- (13) 最新の情報通信技術（ビッグデータ、AI、IOT等）により医会の情報ネットワークを利用したシステム構築を検討する。
- (14) 労力削減のためアウトソーシングや広告掲載による実質的なコスト削減を図る。
- (15) モバイルヘルス事業を推進する。
- (16) PubmedやCDC、ACOGなどとのリンクにより、会員が直接global standardにアクセスできる環境を整える。
- (17) 役員などの名簿をホームページ上に掲載する。

3. 記者懇談会の開催

記者懇談会は平成28年7月に100回を迎えた。さらなる発展を目指して参加するメディアの対象を拡大し、適切なテーマを選択していく必要がある。テーマの対象は、マンネリ化を避けて、タイムリーに、会員にとって国民にとって重要な話題を提供する。記者懇談会の運営では、メディアが記事や番組で取り上げてもらうような情報発信を企画し、日本産婦人科医会の活動が社会に理解されるために、メディアとの信頼関係をさらに構築するように努める。平成29年度後半に開始した動画配信により、参加できない会員も医会の活動としての記者懇談会の内容を閲覧可能となった。本年度はその周知、拡大に努める。

- (1) 原則として報道関係者を対象に月1回開催する。
- (2) 記者懇談会開催3カ月前にテーマを決定する。幹事会並びに記者懇談会小委員会、広報委員会からテーマ案を発信し、常務理事会で決定する。
- (3) テレビ、新聞、産婦人科関連月刊誌、医事新報、商業誌編集担当者など

を中心に、参加者の拡大を検討する。

- (4) 従来取り扱ったテーマや時事的にタイムリーな内容に加え、中長期の戦略的な事項を検討する。また記者側からの要望を考慮する。
- (5) 記者懇談会を行った事項については、目標とする成果を設定して、医会や会員の利益としての評価やフィードバックに資することを検討する。
- (6) 発表担当者は幹事を中心に若手人材の登用に主眼を置く。
- (7) 小委員会を開催し、年間計画や記者懇談会のあり方やテーマなどを定期的に議論する。

○ 4. 委員会

IT時代への適応と業務過多解消のため、広報委員会の運営を刷新、HP編集との連動・連携強化を行う。HP、記者懇談会の2つの小委員会を継続するとともに、新しい編集方法や平成29年度に導入したビデオ会議（Web会議）を活用した医会報編集小委員会を設置する。広報委員会は月1回集合会議とし、小委員会の連携担保を主目的とする。医会報編集・HP編集・記者懇小委員会は原則月1回ビデオ会議とする。定例部会は年2回程度とし、必要に応じてビデオ会議を適宜開催する。

C. 法制・倫理部会

1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導

母体保護法等の内容、運用上の問題点について、会員等の関係者からの問い合わせに対して、識者や関連当局の意見を聴取しながら本会の見解を明らかにする。またその内容について会員への周知を図る。

2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝

母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・運用等について厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。

3. 母体保護法指定医師関連の諸調査

母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。

4. 母体保護法に関する啓発活動

日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、国と協力して母体保護法のより良い改正を目指すとともに、本法に関する国民の理解が深まるよう啓発活動を行う。

○ 5. 指定医師必携改訂版の作成

日本医師会の「母体保護法指定医師の指定基準モデル」の改定に伴い、指定医師必携の改訂版または追補版を作成する。

6. 各都道府県産婦人科医会等での研修会への協力

研修会の開催にあたって、必要な場合は日本医師会と連携しつつ講師の推薦や資料提供等について協力する。

7. 母体保護法の課題に関する検討

母体保護法の抱える課題や問題点について引き続き検討を行い、必要に応じて見解をまとめる。

8. 医学的な倫理問題への対応

日本産科婦人科学会および同学会倫理委員会と密接に連携・協議し、万全なる対応を図る。

9. 日常の診療にかかわる法規についても、法曹関係者や関連当局の見解を確認

し、会員への適切な情報発信を行い、その知見の共有を図る。

10. 委員会

(1) 本会に関わる法制問題等を検討するため、法制委員会を存置する。

(2) 本会が関与する臨床研究等のための倫理委員会を存置する。

D. 経理部会

1. 会費収入減と事業活動への対応

近年の会員数の減少傾向により、会費免除会員・会費減免会員を除く正会員数の減少が危惧される。また、高齢化に伴う正会員から減免会員への移行や、20～30歳代で顕著である会員男女比率の変化など、正会員数の増加があまり期待できない会員構成を踏まえ、会費減収を想定した対応を検討する。

当部会としては将来の会費減収を想定し、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に即した業務執行のあり方を考慮しつつ、公益社団法人として効率的かつ適正な業務執行を各事業部と連携を図るものとする。

2. 経理部会の開催

均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成し、その執行状況等については、必要に応じ経理部会を開催し確認する。

3. 会計経理業務の管理

「経理規程」を遵守し、各部の多岐にわたる事業執行に支障なく適正な会計経理業務を行う。また、経理処理に関しては随時、監事および公認会計士による指導・監査を受けることとする。

Ⅱ．学術部

A．先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討と啓発、および環境に存在する先天異常発生の要因の調査分析にかかわる事業を推進することである。先天異常にかかわる保健福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に本会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）（WHO関連機構）加盟機関として母児の健康をまもっている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、本部会をその濫觴として、子どもたちの健康に貢献している。これらの基本的役割に加えて、福島県原発事故や風疹、麻疹、インフルエンザ他の感染症、あたらしい出生前診断等の昨今の諸問題に関する情報の分析および具体的な広報・啓発により一層取り組んでいく。

1．先天異常モニタリングの拡充

（1）外表奇形等調査・分析の継続

- 1）昭和47（1972）年より開始した「全国外表奇形等調査」を日母おぎゃー献金基金からの援助を得て継続している。毎年、わが国の奇形発生状況の把握および分析を四半期毎に行う。調査結果はICBDSRに報告し国際的に協力する。
- 2）福島県産婦人科医会の協力のもとに福島県内の全分娩施設を対象として調査を行い、また福島県県民健康調査とも共同して、原発事故による影響の有無を長期にわたり監視していく。そこで得られた知見を社会に還元し、放射線に関する不適切な認識の是正と、同地区住民の無用な不安の軽減に努める。適切な情報発信は震災被災地の復興にも寄与すると考えられる。
- 3）横浜市立大学クリアリングハウス国際モニタリングセンター日本支部（横浜市大国際先天異常モニタリングセンター）に調査結果の「まとめ」を依頼し、統計学的、疫学的な分析を加え、「年次外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。平成30年度においても同様の対応とする。
- 4）本調査・分析で得られたわが国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母児の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動を行う。日本産婦人科医会の協力モニタリング医療機関310施設からの回答数に減少傾向、また偏りが見られるため、母データのバイアスや偏在が懸念される。あらためて一般産科医療機関の登録の依頼を行い登録施設の増加を目指す。
- 5）昭和60年度以降行っている胎児異常診断のアンケート調査を継続する。

2．タンデムマス・スクリーニングの普及とその実態調査（隔年実施）

約20種の先天代謝異常症のスクリーニングを行うタンデムマス・スクリーニング法は、現在は全国すべての新生児が受けられる体制となった。スクリーニングが確実に行われることにより、早期診断・早期治療に結びつくことが期待される。しかし、その連携体制の周知は十分なものとは言えず、また機器やラ

ンニングコスト、検査陽性例の対応など、運用実施上の課題を検討する必要もある。また、導入後の有効性についても検討を行っていく。

3. 新生児聴覚スクリーニングの普及推進

平成28年3月29日厚生労働省母子保健課長名で通知が出された新生児聴覚検査の実施推奨の通知を踏まえ、全出生児への検査の実施を推進するとともに、公費負担実現にむけて、母子保健部会と共同で国へ働きかける。

4. “風疹ゼロ”プロジェクトの推進

—先天性風疹症候群の予防のためのワクチン接種推進活動—

2012～2013年に発生した風疹流行により、2014年までに先天性風疹症候群（CRS）が45例発生した。10年前からの対策がまだまだ十分でなく、政府の2020年風疹排除目標に向けて本会を挙げて実施する“風疹ゼロ”プロジェクトの推進啓発活動を行う。

- (1) 風疹の流行状況とCRSの発生を把握するとともにホームページや医会報を活用して会員および妊婦、社会への啓発を行う。
- (2) 風疹を日本から排除するために実効性のあるワクチン接種施策等について関係各機関と協議、検討し、本会の掲げる“風疹ゼロ”プロジェクトの推進、実施工動をする。

5. 出生前診断の影響、課題の検討

- (1) NIPTの進捗状況、課題点を把握し、地域別の登録施設の充足状況を調査する。またNIPTにおける検査の応用、発展状況の把握とともにその意義について情報発信する。
- (2) 厚生労働研究班の進捗の把握
遺伝カウンセリング体制、認定遺伝カウンセラーの充足状況、厚生労働省の出生前診断への関与について状況を把握する。
- (3) 現況・課題の検討（即時的対応を要する課題を含めて）
妊婦健診と胎児超音波検査について、着床前スクリーニングの現況と課題、出生前診断にマイクロアレイ検査を用いることなど、昨今の出生前診断に関わる問題点について検討する。

6. 葉酸摂取等児に異常、影響を及ぼしうる各種の要因についての啓発周知への取り組み

妊娠可能な年齢の女性に対する葉酸摂取に係る適切な情報提供の推進について、ホームページやパンフレット等の方策を続けて検討する。また児に異常、影響を及ぼしうる各種の要因（葉酸を含む栄養摂取、体重管理、喫煙、飲酒、母体疾患、服用薬剤、感染症、メンタルヘルス、既往分娩、前児情報等）を包括的に扱う妊娠前カウンセリング外来の検討も行う。

7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

B. 研修部会

研修部会は、医療の進歩への対応、医療事故を防止し、より安全な医療を追求するために、各世代の女性の様々な疾病に対する良質で最新の医療情報を会員に提供していくことを目標としている。本年度も様々な情報提供手段を用いながら、的確かつ迅速に効率のよい研修方法を供給していくことを念頭に事業を推進する。

具体的事業としては、研修資料（研修ノート、研修ニュース）の作成、最新医療の紹介（日産婦医会報学術欄）、DVDを用いた資料の提供、医会ホームページや日産婦医会報等を用いた迅速な情報提供や医会eラーニング導入への協力、若者向けにスマートフォンを用いた情報提供も考慮している。

また、日本産科婦人科学会学術講演会、日本産婦人科医会学術集会の生涯教育プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成、産婦人科診療ガイドライン作成への協力を本年度も行う予定である。

平成30年度は以下の事業を行う。

1. 研修資料の作成

(1) 平成30年度研修テーマ

平成30年度の研修テーマについて、研修ノートNo. 101・102を作成する。

今回も最近のトピックやフローチャート、図表、写真など多用して「目で見て理解できる」ように構成を考え、早期発刊にむけて努力する。

また、医会ホームページの会員専用ページに収載形式の検討およびスマホで見れるような収載の方法も検討する。

研修ノートは、冊子を全会員に配布し、医会でも保管する。

また、作成された研修資料に関しては今後医会会員以外の医師にも有料で販売し、活用していただけるような販路を検討する。

1) 「婦人科がん医療の近未来」(No. 101)

執筆者：分担執筆者27名

2) 「子宮内膜症・子宮腺筋症」(No. 102)

執筆者：分担執筆者23名

(2) 平成31年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来よりも早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべきエビデンスや新知見を考慮に入れ、写真や図を多用した構成とする。

1) 「産後出血への対応」(No. 103)

執筆者：未定

2) 「外国人患者への対応と留意点」(No. 104)

執筆者：未定

2. 平成32年度研修テーマの選定

平成32年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

3. 生涯研修機会の充実に関する検討

会員のニーズ、研修の内容、研修の利便性（参加や研修のしやすさ）を生涯

研修における3要素と意義づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな企画や資料のデジタル化を検討し、広い観点から研修テーマや研修資料などを構築する。

具体的な活動計画として、

- (1) 第70回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として、「事例からみた妊産婦死亡防止に向けた提言」および「急速遂娩～産科医療補償制度原因分析報告書からの教訓」、「人工妊娠中絶～今、何が問題になっているのか？～」に関する講演を企画する。なお、今回はハンズオンセミナーとして「児頭最大周囲径の位置を正確に評価するためには？～急速遂娩のための鉗子シミュレーション講習」を新たな講演の企画とする。

また、第71回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ参画・協力の準備を行う。

なお、医会・学会共同プログラムである「生涯研修プログラム」の重要性を医会会員以外への広報を考慮して、本年度も医会紹介パンフレットを同封にて配布することを検討する。

- (2) 第54回日本周産期・新生児医学会学術集会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として、「産後ケアへの切れ目のない支援に向けて～日本産婦人科医会“妊産婦メンタルヘルスマニュアル”から～」、「周産期医療の質と安全の向上に向けて～産科医療補償制度再発防止に関する報告書からみた妊娠第3三半期の双胎管理の留意点～」に関する講演を企画する。
- (3) 研修ノートの電子書籍化を検討する。
- (4) 医会ホームページに研修関連の新規コンテンツを立ち上げる準備をする。
- (5) 日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
- (6) 本部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があるが、本年度も将来を見据えたこれらのデジタル化保存を継続する。会員の生涯研修のため、eラーニングシステム運用に合わせてオリジナル教材を作成する。適時他の部署との委員会を開催してテーマを協議する。また、専門医取得のための単位として活用できるよう、講習時間や内容についても検討する。
- (7) ACOGの教育制度の実態調査とそれに基づく本会の取り組みと実施の検討についてACOGの学術集会資料と研修資料を取り寄せて、ACOGの研修テーマや方法に関して、研究し、研修のあり方を学び、今後の医会研修会に提案できないかを検討する。

なお、この事業に関しては専従の委員を2名程度選任し、委員長、副委員長および常務理事・理事を加えて専従の小委員会（名称未定）を設置する。

4. 学術研修情報の提供

- (1) 「研修ニュース」の発刊

研修ノートではup-to-dateな問題には即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。

- (2) 日産婦医会報「学術」欄への協力

会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、広報部をはじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術」欄に掲載する。

(3) 「小冊子」の監修・委託・発行

日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直した小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を委託し、発刊する。

5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2020」の発刊に協力

(1) 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2020」の作成に向けて、日産婦学会と協力して、新規Q&A項目の追加・内容の見直しなどを行う。

(2) ガイドラインの広報に努める。

○ 6. 日本専門医機構更新申請のための支援体制の充実

日本産婦人科医会会員が日本専門医機構の更新を、安心して容易に申請するためのマニュアルの整備並びに手引書を医会ホームページに継続して掲載するとともに、伝達講習会の開催を検討する。

7. 委員会

上記事業を円滑に遂行するため、引き続き研修委員会を存置する。

Ⅲ. 医療部

A. 医療安全部会

会員、都道府県産婦人科医会、学会・医師会等と密に連携をとり、大きな問題に発展する前に対応できるよう会員支援の充実を図る。また、産婦人科偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業、産科医療補償制度の原因分析報告などから得られた問題点を整理し、安全な産婦人科医療の実現を目指し、積極的に情報発信することで、産婦人科医療の安全性向上と会員サポートの充実に取り組む。

医療安全部会の主な事業

- ・都道府県産婦人科医会との連携による会員支援
- ・妊産婦死亡報告事業
- ・偶発事例報告事業
- ・母体安全への提言
- ・医療安全への方策（各種調査、J-CIMELS、マスコミ対応等）

1. 医療安全対策

(1) 日本母体救命システム普及協議会の活動支援

日本母体救命システム普及協議会設立7団体の一翼を担う立場から、協議会の運営について協力・支援していく。また、会員をはじめ周産期医療従事者が同協議会の認定講習会を受講するようにその周知に努めるとともに、全国で講習会を安定して開催できるよう支援する。

(2) 医療安全に向けての会員支援サービス事業

重大な事故が発生した医療機関における再発防止および医療安全対策の支援を行う。昨今の事情を鑑み、刑事事件化の防止支援を強化する。各都道府県産婦人科医会との連携の下に、支援とともに支援後の評価・検証を行う。

(3) 医療安全向上にむけた調査

産婦人科診療ガイドライン、母体安全の提言、産科医療補償制度からの報告書や提言などによって産科医療の安全性は向上していると考えられるが、実際の産婦人科診療における変化を調査するとともに、それに伴う重篤な母児の合併症の発生率の変化を調査し、さらなる産婦人科診療の向上に向けた提言を行う。

(4) 事例収集および解析事業

平成16年4月より実施の産婦人科偶発事例報告事業、および平成22年1月より開始した妊産婦死亡報告事業を継続し、その充実、定着、並びに報告データの活用を図る。

- 1) 産婦人科偶発事例報告事業：平成29年事例の集計を行うとともに、報告事例について分類した上で原因ごとに分析・検討を行い、再発防止のために問題点を抽出して発信することで更なる産婦人科医療の安全性の向上に向けて取り組む。
- 2) 妊産婦死亡報告事業：妊産婦死亡症例情報を引き続き収集し、集積したデータは、循環器病研究開発費（池田班）の研究事業と協働して症例検討を行い、再発予防のための問題点の抽出を行い、提言として発出する。また、妊産婦死亡症例検討評価委員会を開催していく。

- (5) 医療安全に向けた情報発信
 - 1) 胎児心拍数陣痛図の評価法と対応の周知
周産期の現場で活用されているポケットサイズの冊子は、引き続き有料頒布を行う。
 - 2) 母体安全への提言
妊産婦死亡報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を発刊し、周知を図る。
 - 3) 産婦人科偶発事例から抽出された問題点についての情報発信
産婦人科偶発事例報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を医会報“シリーズ医事紛争”を通し発信し、周知を図る。
 - 4) 脳性麻痺防止に向けた広報活動
再発防止に繋がる適正な内容の広報活動などを日産婦学会、日本医療機能評価機構と協力して行う。
 - 5) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載
広報部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。
 - 6) 関連情報の収集と情報提供
医療安全対策上の収集情報を分析、検討して、会員への情報提供を図る。医療事故防止に向けて、必要な資料を適宜作成し、各都道府県医会および会員に提供する。
 - (6) 輸血用血液の廃棄量削減と有効利用への提言
新しい健やか親子21では、10年後の妊産婦死亡率の数値目標を2.8（現在の3割減）としている。現在、妊産婦死亡の原因の1/4～1/3が産科危機的出血であり、母体を救命するためには、早期の輸血用血液の確保と適確迅速な輸血が必要である。しかしながら、出血は予測不能であり、妊産婦救命ために血液を十分に備えることはその廃棄量を増やすことに繋がるため、厚生労働省からは廃棄量削減努力を求められている。産科医療の特性について理解を求めた上で、廃棄量削減並びに有効利用についての提言を作成する。
2. 医療安全に関わる事業推進について
- (1) 第27回全国医療安全担当者連絡会の開催
平成29年分の偶発事例報告集計結果、妊産婦死亡事例の集計状況・結果、産科医療補償制度の運用状況など、時事にあったテーマを全国の担当者と共有し、産婦人科医療の安全性の向上にむけて努力する。
 - (2) 産科医療補償制度の状況把握
産科医療補償制度に対する会員の理解を維持するため、見直しを含めた制度の状況について各都道府県産婦人科医会と会員に報告する。
 - (3) 喫緊の対応を要する課題（医療上の刑事訴訟、異状死届出、産科医療補償制度等）には、小委員会形式等で専門家も交えた機動的な対応を図る。
3. 医療事故調査制度への協力と会員への助言
- (1) 医療事故調査制度に関して、引き続き基本的な考え方の立案と会員への的確な助言を行う。
 - (2) 死産をはじめとする産婦人科関連死亡について、会員へ助言する。
 - (3) 報告のあった事例について検討しフォローアップを行う。

4. 医事紛争対策

- (1) 支援要請（医事紛争事例）への対応：各都道府県産婦人科医会で会員への支援システムを構築するように継続して要望するとともに支援する。また、要請に応じて、法律家も交えて各都道府県産婦人科医会担当者とともに当事者への医学的、法律的な支援を図る。
- (2) 結審事例（判例情報）の収集：裁判所のホームページや有料の判例データベース、情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。結審となった産婦人科訴訟事例の概要と判決内容などを解説した日産婦医会報「シリーズ医事紛争」の執筆にも活用する。

5. 継続事業

以下の事業を継続し、関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報提供（日産婦医会報等）に活用する。

- (1) 羊水塞栓症の血清検査事業への協力（平成15年8月からの浜松医科大学協力事業）

6. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。

B. 勤務医部会

これまで何度も指摘してきているが、産婦人科医を取り巻く環境は一向に改善される気配が見られない。勤務医部会では毎年全国の施設に対するアンケート調査を行ってきたが、産婦人科医、特に分娩に携わる医師数は減少が続いている。さらに細かな分析によると、男性医師数は明らかに減少してきており、増加する女性医師の中に産休、育児休暇中の割合が多くなってきていることが明らかとなった。女性医師が増加すればこういった状況が発生するのは当然の結果とも言えるが、産休、育休を終えた女性医師が職場に復帰できなければ、出産の現場がさらに困窮するのは明白である。

女性医師に対する対策を講じることは、ともすれば男性医師から不公平な優遇であるという反発の声が聞かれてきたが、現状を踏まえると女性医師に対する対策を講じなければ男性医師の勤務状況はさらに過酷なものになると言わざるを得ない。そもそも院内保育はもとより病児や病後保育などの充実を図ることは、医師に限らず働く女性のために必要不可欠なものとなってきている。

勤務医部会では既述したように全国アンケートを行うとともに、学術集会開催時に勤務医懇話会にて各地域の若手医師の職場に求める声を聞いてきた。そこでの内容を勤務医ニュースで紹介することで全国に広めてきているが、過酷な状況にも関わらず、高い志を持って新しい命の誕生に向き合う若手医師の姿は眩しいばかりであり、この誇らしい後輩たちのために私たちができることは一つしかない。それは彼らの仲間を増やすことに他ならない。学会、医会の枠を越えて各地でリクルート活動を活発に行うことが急務である。

勤務医部会ではこの目標のもとに、本年度の事業を以下のように推進する。

1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査

本年度も継続する。本調査は、全国規模の経年調査として唯一の分娩取扱い病院の産婦人科勤務環境の実態調査であり、産婦人科医師不足に起因する社会問題解決に向け必須の情報を提供する。産婦人科勤務医の待遇に関する調査は平成19年より開始し本年度で12回目、女性医師に関する調査は平成20年より開始し11回目となる。

本調査では、1次施設から高次施設にわたる病院機能、男女医師数と分布、勤務環境（当直回数・在院時間）、妊娠・育児中の女性医師率と勤務状況、院内保育所等の女性医師勤務支援体制の経時的变化を追っており、近年はフリー医師についても併せて調査している。

産科医師の疲弊・減少は、当直体制の崩壊、産科医療過疎地の発生、産科救急医療要請への対応不能に直結する。本年度も調査を実施し、過労死認定基準を超過する勤務実態を明らかにすると共に、勤務環境改善、女性医師勤務継続に向けた解決案を提示し、本会の定例記者懇談会やその他のメディアを通じて情報を発信、社会的施策の必要性につき継続的な注意喚起を行っていきたい。

2. 女性医師支援対策

(1) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査分析による支援対策の検討

経年的に行っている「産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に

関するアンケート調査」について分析を継続して行い、産婦人科女性医師の現状や課題を明らかにする。会員施設における医師確保、安定的な医療供給体制につながる対策について検討できるよう、また現状や展望が把握できるよう、項目についてアンケート内容や追加の調査を検討する。

○ (2) キャリアアップ施策の検討

昨年度、日本と諸外国の女性医師の就労環境と条件に関する比較研究プロジェクト委員会において、海外文献の調査からキャリアアップのための施策について検討を行った。その結果をもとに、有効と考えられる施策について引き続き検討し、実現に向けて行政等に働きかけを行う。

○ (3) 女性医師懇話会の開催

勤務を続ける上での問題点やサポートへの要望について、現場の女性医師より意見を集め、より具体的な施策につなげるために懇話会を企画、開催する。

(4) 女性医師支援情報サービスの充実

本会ホームページ内の「女性医師支援情報サイト」や「勤務医ニュース (JAOG Information)」を通じて、女性医師に必要な支援情報の提供を継続して行っていく。本年度は上記のキャリアアップ施策や懇話会を中心に内容の充実を図る。

(5) 関連団体との連携

厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会男女共同参画・ワークライフバランス改善委員会、各大学女性医師支援センターなどの関連団体と連携を進め、性別に関わらず能力を発揮して活躍できるための施策を提言し、働きかけていく。

3. 「勤務医ニュース (JAOG Information)」の発行

勤務医が必要とする様々な情報をはじめ待遇改善や女性医師支援に役立つ情報を提供することを目的とし、年2回発行する。

○ 4. 日本産婦人科医会学術集会開催ブロック勤務医懇話会

勤務医懇話会を日本産婦人科医会学術集会時に、開催ブロックの各産婦人科医会推薦者を対象とし開催する。懇話会の内容を「勤務医ニュース (JAOG Information)」に掲載する。

5. 委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

C. 医業推進部会

医業推進部会は、産婦人科医業を行う上での様々な問題に対して、その問題点を抽出・検討し、その対応策について立案・提言を行い、会員に正確な情報を提供することを目的にしている。その目的を遂行するために、①無床診療所問題小委員会、②有床診療所問題小委員会の2つの小委員会を設ける。減少の危機にさらされている産婦人科が魅力ある科となるためには、開業という選択肢が準備され、同時に産婦人科の開業が有床無床を問わず経営的に安定していることが重要である。

いわゆるオフィスギネコロジーを主体とした診療所は分娩や大手術を扱わないため、様々な経営上の問題を抱えている。質の高い医療サービスを提供するには経営的基盤の安定が不可欠である。無床診療所問題小委員会ではこれらの診療所の収益増加、経営安定のための医業のあり方を検討し提言を行う。有床診療所問題小委員会は、地域における周産期システムを守るために、有床診療所の経営的基盤の安定と質の高い医療サービスを提供することを検討する。

また、妊娠出産に関わる公的補助および医療行政に関する問題への対応についてもその対応策や問題点を検討する。また、産婦人科医業全般に関わる問題の発生時には、総務部とともに政策的な提言作成の諮問を受け、適時横断的な委員会を立ち上げ早急に意見をまとめ運営委員会へ提言をすることを目的とした緊急対応機能も持つものとする。

1. 無床診療所問題小委員会

- (1) 無床診療所の経営改善に向けた調査検討を実施し、収益に寄与する保険診療上の工夫や自費診療を行う上での工夫、新たな分野への参入などについて提案する。
- (2) 作成した骨子を医療保険部会等関係各部と協議の上、具体的な方策提言書を作成して会員に的確な情報を発信する。
- (3) 自由診療では女性のライフサイクルを見据えて思春期のヘルスケアから老年期の在宅医療まで幅広く取り組むため予防医学・予防接種や特定検診を展開する方法を提案する。その際日本産科婦人科学会の女性ヘルスケアアドバイザー養成プログラムや日本医師会かかりつけ医認定制度などを紹介し、活用を提案する。
- (4) 具体的な方策を伝達するため昨年に引き続き全国各産婦人科医業推進担当者を集めて伝達講習会を開催する。この際、無床診療所開設支援にむけた保険診療の教育の取り組みを併せて実施する。

2. 有床診療所問題小委員会

- (1) 分娩を取り扱う有床診療所の存続や継承に関わる問題について多角的に検討し、政府が進める働き方改革を見据えてその政策を有利に活用できるような提言を行うことによって産科有床診療所を支援する。新規開業への政策的支援とともに、現存の有床診療所の経営に対する援助を行政から引き出せるよう、日本の周産期医療における有床診療所の必要性を訴えていく。
- (2) 全国有床診療所連絡協議会との連携強化を図る。有床診療所の問題を具体

的な施策に掲げ、成果を出すためには日本医師会有床診療所委員会や全国有床診療所連絡協議会（以下全国有床診）に積極的に参画、協力して两会内における産科医の発言力を高める必要がある。そのためにも全国有床診の組織強化に協力し、産科医の新入会員獲得を図ることが必要である。本委員会では全国有床診未入会の会員に全国有床診の活動を詳細に紹介し、入会を促進する。また全国有床診に対しては産科の立場から積極的に発言を行っていく。

3. 公費補助および医療行政に関する問題への対応

公費補助および医療行政に関する問題を引き続き検討する。

- (1) 妊産婦の経済的な負担軽減のために出産育児一時金の増額の要望を行う。
- (2) 産後健診の公費負担の実現を推進する。
- (3) 妊婦健診の現物給付化を阻止するため、妊婦健診公費負担に対する日本産婦人科医会の基本的な考え方を会員に周知する。特に、妊婦健診公費負担制度が妊婦健診料の無料化であるという誤解を是正するため、妊婦健診公費負担制度は行政による部分助成であることを再度周知徹底する。
- (4) 妊婦健診公費負担の事務手続き上の煩雑さの改善にむけての活動を行う。特に、妊婦健診公費負担が全国統一した形で行われ、記載方法が簡略化されるようにマニュアルの作成、検討を行う。

4. コ・メディカル関連事項への対応

急速に進む医療の高度化・専門化・細分化に伴い、医療の質の向上とチーム医療推進のため、コ・メディカルの役割が高まっている。その対応としてコ・メディカル生涯研修会を開催してコ・メディカルの技量を向上させることに努める。有床診療所を対象としてCTG判読や母体救命、NCPR等の研修を引き続き行っていくと同時に無床診療所に勤務するコ・メディカルの研修にも目を向け、OC・LEP服薬指導、避妊指導などにも取り組んでいく。さらに他部会の主催する研修会とも連携を図り、研修会の効率を上げる。

5. 医療と医業の項（日産婦医会報）の継続

医療と医業に関する原稿を会員から募集し、広報部会と協議の上で掲載する。

6. 喫緊の問題に対し、即時に対応できる体制の構築

産婦人科医業全般に関わる重要な問題が発生した場合は、即時に対応でき見解がまとめられる体制を適時構築し、執行部へ提言できるようにする。

7. 関係各部および関連諸団体との連携

医業推進部会の事業に関連する諸問題については、本会内他関係部門および厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、全国有床診療所連絡協議会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。

8. 委員会

以上の事業を円滑に進めるために医業推進委員会を開催する。活動に当た

りメールリングリスト等を活用する。必要に応じて小委員会・部会を開催する。

D. 医療保険部会

わが国の少子高齢化を見据えた平成30年度診療報酬改定の結果を受けて、その改定内容を分析、具体的運用について検討し、改定の要点を迅速に会員に伝える。具体的には、産婦人科社会保険診療報酬点数早見表並びに医療保険必携を改定、全国医療保険担当者連絡会を開催、また医療保険委員会や各ブロックにおける医療保険協議会での議論を通じてこれを深める。

また、次期の平成32年度診療報酬改定に向けた要望事項を取りまとめて、日本産科婦人科学会を始め女性医療関連の諸学会と緊密に連携を取りながら、その内容に応じて外科系学会社会保険委員会（外保連）・内科系学会社会保険連合（内保連）・日本医師会などに向けて提出してゆく。特に本会は平成29年度に新たに内保連に加盟しており、内保連における活動の活発化を図る。

さらに、本会においては産婦人科医業の推進、働く女性や高齢女性等を対象にしたオフィスギネコロジー、あるいは虐待予防のための妊産婦のメンタルヘルスケアなど新たな視点での議論が進んでいることを踏まえ、これらの部署と連携して医療保険の立場からの関わり方を検討する。

加えて、国の健康・医療・介護のビッグデータ活用推進に関するデータヘルス改革の施策に伴い、社会保険診療報酬支払基金並びに国民保険連合会では、業務効率化と高度化を図るために、審査基準の統一化・ICTやITを導入したコンピュータチェックによる審査の拡充・統一的なコンピュータチェックルールの設定などの準備を進めているが、この動きは今後の本会の医療保険活動に重大な影響を与える可能性があるため、対応について検討を始める必要がある。

1. 産婦人科診療報酬の適正化へ向けた活動

診療報酬改定へのプロセスも様変わりつつある中、産婦人科医療における最善の診療報酬点数のあり方を検討し、施設の機能分担と特徴を活かした適正な産婦人科診療報酬の確保を目指して、関係当局への意見具申を図る。

○ 2. 会員への刊行物の作成とその提供

診療報酬点数の改定に際しては、以下の刊行物を作成し、会員に提供する。発刊方法（ホームページや日産婦医会報の利用等）や、昨年度委員会での意見などを参考に、費用対効果の観点も踏まえて対応する。

(1) 医療保険必携の改訂

既刊の医療保険必携はいわゆる“青本”の主要部分の抜粋に加え、産婦人科診療における重要と考える部分をトピックスとしてまとめて、医会会員にとって見やすく有用性の高い冊子となるように編集し作成する。

(2) 産婦人科社会保険診療報酬点数早見表

発刊方式も考慮しながら、診療報酬点数が改定された際は、早急に「新点数早見表」を作成し、医会会員に提供する。

○ 3. 診療報酬改定の評価・分析と次期改定へ向けての対応

診療報酬点数が改定された際は、改定内容が会員にメリットがあったかどうかを調査・検証し、低評価の項目は、問題点を分析して次期改定での適正化を図る。

また、診療報酬体系の不合理な点について検討し改善するよう提言する。

4. ブロック会や各都道府県産婦人科医会担当者との連携

(1) 医療保険に関するブロック協議会や各都道府県医会研修会への協力

医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロックや各都道府県産婦人科医会の協議会や研修会に協力し、診療報酬点数表の解釈や運用上の疑義に速やかな対応を図る。

○ (2) 全国医療保険担当者連絡会

診療報酬点数の改定はもとより、点数の運用や留意事項への周知徹底を図るため、全国医療保険担当者連絡会を開催する。

(3) 医療保険に関する問題で、特に周知徹底を必要とする事項は、随時都道府県産婦人科医会の担当者を通じて医会会員の研修を企画する。

(4) 診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや都道府県から収集する。

5. 疑義解釈に関する解説と医会会員への伝達

疑義解釈に関する解説と医会会員への伝達は、日産婦医会報やホームページ、または医療保険のブロック協議会、各都道府県研修会などの場を活用して行う。

(1) 医療保険運用上の疑義に関する解説、指導を図る。

(2) 診療報酬点数運用上の疑義については、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会に諮り検討する。

(3) 新たに発出された通達等で、重要なものは速やかに医会会員に伝達する。

(4) 主要な本会の見解、伝達事項は日産婦医会報に掲載し、その周知徹底を図る。

6. 関連諸方面との連絡折衝

産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、外保連、内保連など関係諸団体との連絡折衝を図る。

7. 委員会

医療保険委員会を存置する。また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

IV. 事業支援部

A. 女性保健部会

本部会は、周産期医療や婦人科がんに関する諸問題を除く、小児・思春期から中高年期に至る女性の健康問題について、現在注目されている課題を抽出し、調査・分析や資料作成を行い、できることから速やかに、産婦人科医、並びに社会に対して啓発していく活動を行っている。

具体的に、本年度も昨年度に続き、15歳以下の望まない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける施策を引き続き重点課題として活動していく。また、性教育指導セミナー全国大会の開催、性暴力・性犯罪被害者支援に向けて、内閣府、警察、日本救急医学会、各被害者支援団体と連携・協力、女性アスリートの診療に関する講習会開催への支援・協力、中高年女性の健康支援のほか、妊娠ワンストップサービス検討プロジェクトについても共鳴する幅広い活動を展開していく。

1. 15歳以下の望まない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける活動

特に15歳以下（できれば高校生の思春期女子にまで拡大）の望まない妊娠・出産ゼロを目指して教育、啓発、指導を行うことは、女性の心身の健康のみならず、実母による児童虐待防止につながる。併せて、高齢女性の妊孕性の低下や高年出産のリスクも含めて、女性には妊娠・出産適齢期があることも思春期男女の性の健康教育に組み込む必要がある。これらについて、国、国会議員、地方自治体や関連諸団体にも引き続き働きかけていくと共に、学校現場などからの産婦人科医による講話の依頼や学校との連携の要請にこたえるべく、連携の窓口を各都道府県産婦人科医会の中に置くように組織づくりを引き続き進めていく。

2. 第41回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（開催担当：富山県）の開催

開催日：平成30年7月29日（日）

開催場所：富山国際会議場（富山県）

メインテーマ：現代の生きにくさに立ち向かう性教育～自立、そして恋愛へ～

開催担当都道府県と連携し支援する。開催後はセミナーのあり方を協議し、次回に生かす。また、日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催後、集録集を作成する。今後の開催地の誘致活動を行う。

今後の予定

- (1) 第42回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
（平成31年開催（2019年）：大阪府担当）
- (2) 第43回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
（平成32年開催（2020年）：山形県担当）
- (3) 第44回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会
（平成33年開催（2021年）：沖縄県担当）予定
- (4) 第45回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会

(平成34年開催(2022年):静岡県担当) 予定

3. 思春期・成熟期

この時期に大切な問題点を抽出し、社会的な啓発と対応を図る。

- (1) 性暴力・性犯罪被害者支援に際しての連携と協力
 - 1) 女性保健拡大部会の開催
性犯罪被害者への公的支援を統括する警察庁を含めて、警察関係者、性犯罪被害者支援にあたっている医療従事者、弁護士会、救急医、支援団体などとの意見交換の場を本年度も設ける。
- 2) 「産婦人科医における性犯罪被害者対応マニュアル(実践編)」およびチェックリストの改訂
- 3) 性被害者への公的な医療支援に関する調査・ワンストップセンター設置状況調査の実施
 - 4) 日本救急医学会との連携した性犯罪被害者支援の検討
被害者の初期診療をよりすみやかに有効に行うために、日本救急医学会と協力した支援システムを構築する。日本救急医学会の中で性犯罪被害の現状や被害者支援に対する勉強会や講演会などを開催していただけるように協力する。
 - 5) 妊娠ワンストップサービス検討プロジェクト
児童虐待予防対策プロジェクトでの検討の結果、居場所のない若い女性のために敷居の低い対応窓口の整備が課題となり「妊娠ワンストップサービス検討プロジェクト」の立ち上げに対し、女性保健部会として協力する。
- 6) 若年女性と司法に関する勉強会の開催
乳幼児虐待加害者、若年妊娠のハイリスク集団といえる矯正施設入所者に対する性教育や産後の母児分離問題について、関係団体と意見交換を行う。
- (2) 女性アスリートのためのワーキンググループの活動
女性アスリートが、自身の体の状態や月経および月経異常、月経移動などについて、産婦人科を受診して適切な診療やアドバイスを受けやすい環境を作るための活動を行う為、女性アスリート健康支援委員会が行う講習会や資料作成等に協力する。また、女性アスリートに対する診療に詳しいスポーツドクター等にも参加していただき、本年度もワーキンググループの活動を行う。なお、これらの活動については、女性アスリート健康支援委員会の構成団体と連携して協力する。講習会に参加した産婦人科医のスキル継続、並びにスキルアップのための方策を検討する。
- (3) 「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用の検討と啓発
平成29年度にリニューアルした「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用について検討する。
- (4) 性教育について
 - 1) 性教育講演用スライド「思春期って何だろう？性って何だろう？」への対応
バージョンアップなどスライドの整備や活用に向けた対応を継続する。
- 2) 「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」から世界における包括的性教育の方向性を学ぶ：翻訳者を招いての勉強会の開催。

- 3) 緊急避妊法の適正使用に向けた周知と啓発
スイッチOTC化への可能性から、スイッチOTC化の是非とその問題点を探る。
 - 4) ホルモン製剤の動向把握と啓発
4. 更年期
- 生活習慣病やHRTを中心に検討し、健常者も含めた対応や支援を図る。
- (1) 既刊資料の利用促進と活用
 - ・「ホルモン補充療法（HRT）の実際」
 - ・「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル」など
 - (2) 骨粗鬆症について
平成28年に作成した「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」を広報する。
 - (3) HRTについての啓発と情報提供
up-to-dateな有用情報の収集に努め、平成24年度に作成した「ホルモン補充療法（HRT）チェックシート」をはじめ、HRTについての社会的な啓発と医会会員への情報提供を小冊子・本会ホームページ等を通じて行う。
 - (4) 女性と頭痛への対応
女性に多い片頭痛の薬剤として知られるトリプタン系を上手に使いこなす方法等について、本会ホームページ等を通じて医会会員へ情報提供することを引き続き検討する。
 - (5) 特定健診・特定保健指導への協力と対応
平成20年4月からの特定健診・特定保健指導への協力の他、医会会員が積極的に関与できるよう、具体的な対応策や指導指針などの検討を継続する。
- (6) 中高年の女性や企業に対して、本会会員が「女性の健康」等の出前講座を行う際の資料作成をする。
 - (7) 「女性下部尿路症状／機能障害」について診断と診療の手引きなどの作成について検討を継続する。
5. 女性保健（産婦人科医療）の一般社会への働きかけとその対応
- 産婦人科医が女性のprimary careを担う専門医として、一般女性への適切な医学的知識の提供と産婦人科医療への理解・啓発を図るため、女性の健康週間や女性保健向上に向けた公開講座（日本産科婦人科学会と合同で実施）等の活用と、関連の諸団体や業界等との協調などを通じて、社会的なアピールに努める。
6. 関連諸団体との連絡提携
- 各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進に資する。特に、日本医師会学校保健委員会に対しては、行政が予算措置をしている地域教育委員会と医師会による専門医の学校派遣に、産婦人科医が参画できるように、密に連絡をとり、医会会員に広報する。また、学校医から思春期女子への性の健康教育の基本指導ができるように、「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」および本会ホームページからダウンロードできる「思春期ってなんだろう、性ってなんだろう」の性教育スライドの利用を推進、啓発する。日本医師会の学校保健委員会を通して、文部科学省の学校保健に対

する考え方の情報を得やすいが、これらを会員に広報、啓発することで子供たちの健康教育や健康増進に寄与する。本年度の新規事項として、学校教育の中にがん予防が組み込まれることから、産婦人科領域におけるがん予防について、啓発するような活動を行っていく。

また、本会ホームページの一般向け「健康のこと」のサイトの作成に協力する。

7. 委員会

以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を存置する。

B. がん部会

精度の高い子宮がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた啓発活動、HPVワクチンの接種勧奨再開へ向けての活動、乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援、を主な事業計画とし、がん対策委員会メンバーを中心として活動を行っていく。

- 1. エビデンス（EBM）に基づいたHPV検査、LBC（内膜細胞診も含む）、HPVワクチンの有用性評価とそれらの普及に向けた啓発活動、並びに国への働きかけ
 - 欧米には大きく遅れはとっているものの、HPV検査、LBCは本邦においても少しずつ普及しており、一部の地域では有用性を示すエビデンスが蓄積されはじめている。そこでがん部会では、国内各地域で実施されているHPV検査（併用）やLBCのデータを集約し、本邦のデータとしてまとめる。これらのEBMデータをもとに、HPV検査、LBCの有用性を国や自治体にアピールし、全国的な普及へと導く。HPVワクチンに関しては、子宮頸がん検診の結果を用いて、ワクチン接種が頸部病変の制御に有効であることを示し、同様に国に積極的な再開に向けてのアピールとする。
 - （1）HPV検査併用検診のEBM
 - 栃木県小山地区ではすでに5年間にわたり併用検診を実施しており、導入前に比べてCIN2+が2.7倍発見されている。他地区では佐賀県の一部、島根県、福井県などで実施されており、これらのデータを集約することにより本邦における併用検診のエビデンスをまとめる。さらにトリアージなどのリコメンデーションの改訂も視野にいれる。
 - （2）LBCのEBM
 - 日本対がん協会の協力のもとに子宮頸がん検診における従来法による細胞診とLBC細胞診の不適正検体の頻度、CIN2+の病変発見率の比較を行い、LBCの有用性を検証する。
 - （3）HPVワクチンの有効性のEBM
 - 多施設共同研究により、市区町村で行われている子宮頸がん検診において、HPVワクチン接種の有無と細胞診、組織診結果を調査することにより、HPVワクチンのCIN減少効果を示し、わが国における子宮頸がん予防効果を検証する。
 - （4）LBC内膜細胞診の有用性のEBM
 - 多施設共同前向き研究により、LBCを用いた内膜細胞診の精度が従来法に比べ優れていることを検証し、子宮体癌検診における内膜細胞診の有用性を確固たるものとし、対策型検診での更なる普及を図る。
 - （5）妊婦における至適細胞診採取方法に関するEBM
 - 多施設共同研究により、妊娠時の至適子宮頸部細胞診採取方法を検討する。適切な採取器具の検討、またLBCの有用性について検討する。
 - 2. 精度の高い子宮がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた啓発活動
 - （1）子宮頸がん征圧に向けた日本産婦人科医会、日本対がん協会共同事業
 - 精度の高い子宮頸がん検診に向けたHPV検査、LBCの普及、またHPVワクチ

ンの接種率向上などにより、子宮頸がんの早期発見・予防に努め、子宮頸がんの征圧を図るため平成28年度、29年度と2年間日本対がん協会と共に事業を行ってきた。

共同事業の成果として、岩手県、長崎県が子宮頸がん検診にLBCを導入し、北海道においても来年度よりLBCを導入、さらに一部の地域ではあるがHPV検査がオプションとして導入される事が決定している。また、福島県、岐阜県、鹿児島県においてもLBC、HPV検査導入の検討が開始された。2年間の活動により一定の効果がある事が確認されたため、平成30年度も引き続き実施して行きたい。

過去の反省点として検診実施主体である行政担当者の参加が少なかったことがあげられる。本年度は行政担当者が医師とともに参加できる環境を整備して実施したい。

また、検診受診率の低迷も大きな課題である。未受診者対策としてHPV検査自己採取の評価並びに推進を行い、検診受診機会を増やす努力も試みる。

内容

- 1) 細胞診(LBC)/HPV検査併用子宮頸がん検診の普及にむけた啓発活動
- 2) LBC細胞診普及に向けた啓発活動
- 3) LBC/HPV検査併用検診のデータを全国から集め国・メディアへの働きかけ
- 4) HPVワクチン有効性調査と接種率向上に向けての啓発活動並びに国・メディアへの働きかけ
- 5) 未受診者対策のための自己採取HPV検査の評価並びに推進

開催概要

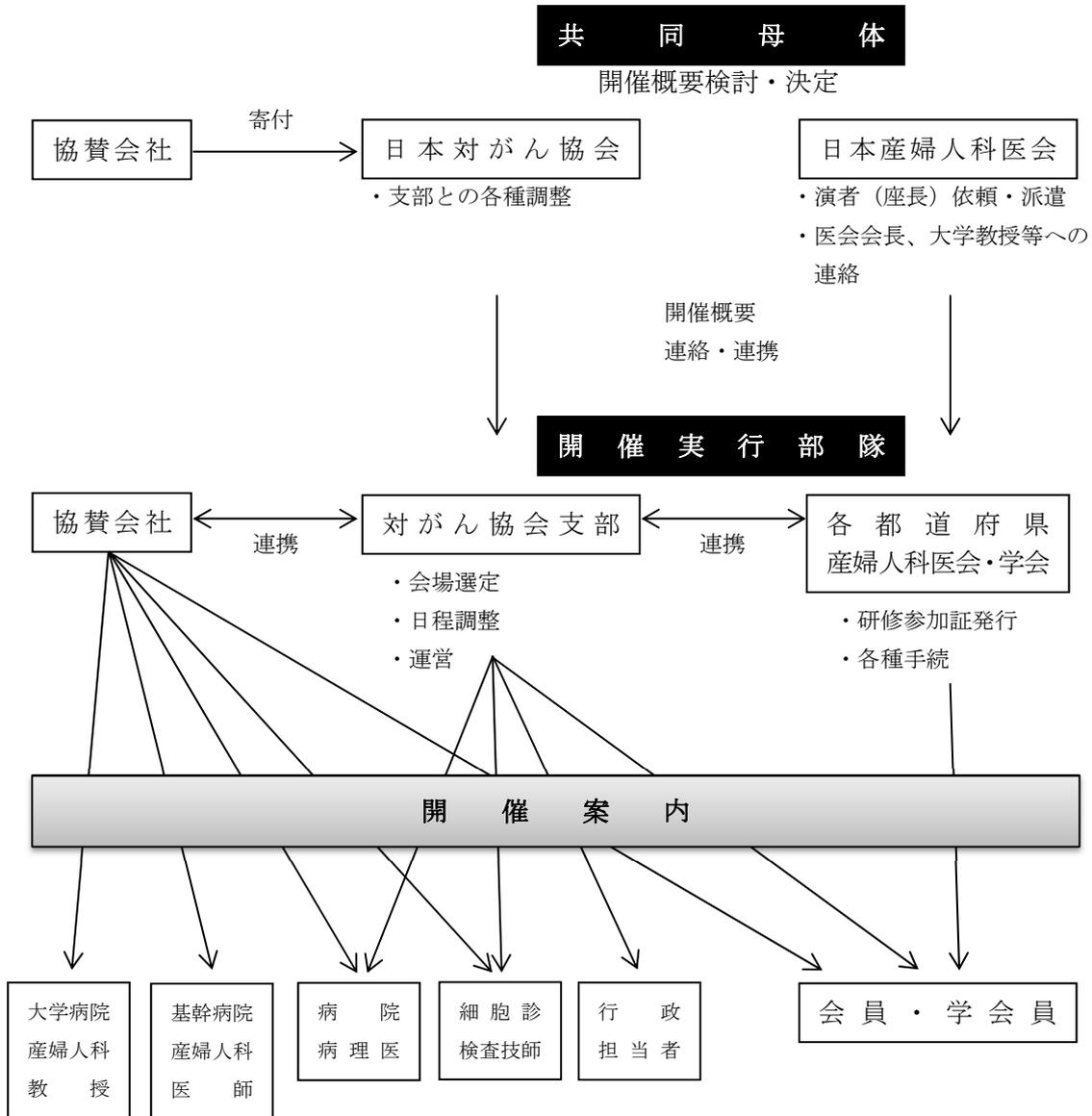
共 催：公益社団法人日本産婦人科医会、公益財団法人日本対がん協会

開催候補地：青森県、長野県、富山県、広島県、熊本県、沖縄県など

開催時期：2018年度

対 象 者：日本産婦人科医会会員、日本産科婦人科学会会員、行政担当者、市町議員、細胞診検査技師・病院病理医

開催スキーム



(2) 液状化細胞診 (LBC) の普及に向けた産婦人科医、自治体を対象とした啓発活動。

本会医療保険部会や日本臨床細胞学会、日本産科婦人科学会などの関係諸学会と協同して、厚生労働省に働きかけ、広く普及するよう活動する。

(3) 厚生労働省の「女性特有のがん検診に対する支援事業」の継続の要望。

本事業が検診受診率向上の一助になるよう、厚生労働省並びに関係各位に働きかける。

3. HPVワクチンの積極的接種再開および接種率向上に向けての啓発活動・政策提言

HPVワクチンは、副反応問題を契機に厚生労働省の通達により、現在積極的接種勧奨が控えられている状況下にある。そのため最近のワクチン接種率は大きく落ち込み、ほとんど接種がなされていない状況である。痛みセンター連絡協議会・予防接種協議会などと協力しながら、女性の健康を守るために、ワクチンに対する正しい知識を広め、その有効性と安全性について理解してもらうように、引き続き普及・啓発活動にあたる。メディア対策も重要であり、がん対策委員会を中心に各々の地方のメディアに積極的に働きかける。

多施設共同研究より得られたEBMなどをもとに、HPVワクチンの積極的接種再開に向けて、国に働きかける。

4. 乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援

- (1) わが国で増加傾向著明な乳がん患者の診療に産婦人科医が係わることは、オフィスギネコロジー参入の観点からも意義あるものと考えられる。具体的には、マンモグラフィ読影資格などを多くの産婦人科医が取得するための施策が望まれる。例年どおり乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影医の育成の支援も積極的に行う。
- (2) より多くの産婦人科医が乳がん検診に参画することを促すために、昨年引き続き日本女性医学学会などとの共催によりプレ講習会を開催して、マンモグラフィおよび乳房超音波読影資格取得への道を開く。

5. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸学会（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳腺医学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等）、諸団体との密接な連携を行う。また、行政施策（健康日本21他）や日本医師会事業（かかりつけ医等）、等の諸団体事業への協力、および職責者派遣（委員・役員等）を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

6. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

C. 母子保健部会

母子保健部会は、より安全で、質の高い周産期医療を提供する体制の構築のため、その問題点を抽出して分析し、その解決に向けて取り組む。効率的な会員研修のためのプログラムの開発や実施を通じ、母体および新生児の予後の更なる向上に向けて周産期のみならず、産後にわたって切れ目のない周産期医療を提供できるシステムを整備するため、以下の事業に取り組む。

1. 周産期メンタルヘルスケア推進に向けての事業

妊産婦のメンタルヘルスを評価してケアすること、健全な母子関係を成立させること、育児不安を解消することなど、産前から産後にわたる継続的なメンタルヘルスケア体制を検討し、その体制の構築および整備を推進する。また、この妊産婦のメンタルヘルスケアを乳幼児虐待の予防につなげる。さらに、妊産婦に母子の愛着形成の重要性についての啓発にも取り組む。

本部会の重点事業であり、本会の周産期メンタルヘルスプロジェクトとの協働で取り組む。さらに、各都道府県産婦人科医会における本事業の推進を支援する。

(1) 「母と子のメンタルヘルスフォーラム」開催への支援

事業を推進するため、フォーラムのあり方やプログラム等を検討し、開催担当都道府県と連携し支援する。

開催予定日：平成30年6月30日（土）・7月1日（日）

開催場所：別府国際コンベンションセンター（別府市）

○ (2) 「母と子のメンタルヘルスケア研修会」の推進

産科医、保健師、助産師など実際に周産期メンタルヘルスケアを担うスタッフの養成、レベルアップを目的とした研修プログラム（入門編）を開催することで、EPDSの活用法などについての教育・啓発に取り組む。また、研修会を全国で開催できるような体制の構築を目指し、講師の養成にも積極的に取り組む。さらに、一般産婦人科医や中核となる助産師を対象とする研修プログラム（基礎編）の開発に取り組む。なお、これらの事業は精神科との連携のもとで行う。

(3) 出産前後の母児ケア体制の検討

○ 1) すべての妊婦に対する産後2週間健診の公費負担の実現を目指した活動を行う。

また、産後2週間健診の内容や費用などの実態を調査する。

2) 保健師による出産前全戸訪問のシステムについて検討する。また、出産前から出産後にかけて保健師や小児科医が継続的に関わるシステムを構築することが、子育て環境の改善にもつながる可能性があり、実現可能な母児ケア体制について検討する。

(4) 社会的ハイリスク妊婦への対策の検討

社会的にリスクを抱える妊婦が安心して出産できるようなケア体制について検討する。

(5) 精神疾患合併妊娠における精神科との連携強化についての対策の検討

精神疾患合併妊娠の管理が十分に行われていない現状がある。より適切な精神疾患合併妊娠の周産期管理を行うために各地域での体制整備が必要で

- あり、その具体的な方策について検討する。
- (6) 妊産婦に母子の愛着形成の重要性を啓発するコンテンツの開発
母子の愛着形成の重要性を啓発するコンテンツを作成し、母親学級などでの活用を目指す。
2. 新生児聴覚スクリーニング検査の公費補助の獲得に向けた活動
日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科学会等と協働して新生児聴覚スクリーニングの有用性を発信することで、新生児聴覚スクリーニング検査への公費補助の獲得に向けた活動を継続的に行う。
3. 新生児蘇生技術の普及のための講習会支援
「日本版救急蘇生ガイドライン2015」に基づき、新生児蘇生法講習会を開催し、手技の普及に努める。また、各都道府県産婦人科医会が開催する新生児蘇生法講習会に対し、講師派遣などの支援を行う。
4. HTLV-1母子感染予防対策の推進
各都道府県産婦人科医会が中心となり、また、日本小児科医会などとの連携を図りながら、HTLV-1キャリア妊婦から生まれた児のフォローアップ体制を担えるようなシステムの構築を検討するとともに、児の感染予防に向けた医療体制や支援体制の整備を推進する。また、HTLV-1キャリアと診断された妊婦のフォローアップ体制についても検討する。
5. 妊娠希望夫婦に対する妊娠前の健診プログラムの作成
妊娠前の健診プログラムを作成し、その活用を促進することで、女性が安心して妊娠・出産できるようになる。妊娠前健診により、妊娠すればハイリスク妊娠となる女性に対し、妊娠前からより適切な管理ができるようになり、母児の予後改善につながる。また、特に不妊治療施設において、患者の治療前にこの検査やカウンセリングを実施することも、その後の周産期予後の改善につながる可能性があり、推進する。
また、高年齢婚姻、高年齢妊娠予備軍に対する包括的妊娠前教育プログラムを策定し、公開講座やキャンペーン等を企画し、産婦人科受診の促進につなげる活動を行う。
6. 産前産後の予防接種の推進に向けた活動
先天性疾患や院内感染予防のため産前産後の予防接種の効用について啓発する。また、特に風疹抗体価陰性（低値）者についてワクチン接種の必要性について啓発活動を行うとともに、ワクチンの公費補助の充実に向けた活動を先天異常部会（“風疹ゼロ”プロジェクト）と連携して推進する。
7. 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供体制の推進支援
白血病などの治療としての幹細胞移植のための臍帯血の備蓄数が減少傾向にある。そこで日本赤十字社血液事業部と協力して、『移植に用いる造血幹細胞の適切な提供』のための臍帯血採取事業について改めて、医療機関の理解を得て、「さい帯血バンク」採取施設整備の推進を支援する。

8. マタニティーハラスメントの防止に向けた啓発

働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが重要である。職場における妊娠中や子育て中の女性へのハラスメント、あるいは、不妊・不育治療に通う女性へのハラスメント防止に向けて、行政等による啓発活動を支援する。

9. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

10. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金基金の事業委託を受け、連絡室としては都道府県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

1. 全国献金担当者連絡会を開催する（各都道府県の事務担当者にも参加していただく）。
2. 連絡会準備打ち合わせ会を開催する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。